

検証 JR革マル浸透と組織私物化の実態！

民主化闘争情報[号外] 2010年3月1日 発行 日本鉄道労働組合連合会(JR連合)【No.94】

松崎氏は組織を完全掌握！これぞ私物化の温床だ！

前号に掲載した「6・24 判決」で認められた事実関係には、以下の通り、松崎氏とJR総連、東労組、日本鉄道福祉事業協会、さつき企画、業務上横領被疑事件の松崎氏と共犯の被疑者とされるS氏、Y氏、H氏が、きわめて密接なつながりを持っていたこと、つまり、横領の発生が十分に疑われる環境にあったことを詳しく述べている。次号から横領容疑の検証をさらに進めるのにあたり、その前提としてこれを紹介したい(年は西暦に修正)。

第3 争点に対する判断

1 争点(1)ア(本件格差差押えにおける原告(注:松崎氏)の嫌疑の有無)

(1) 前記争いのない事実等に加え、証拠及び弁論の全趣旨によれば、警視庁の捜査の結果、本件各令状の発付を請求した時点で、以下の事実が判明していたものと認められる。

ア~カ:省略

キ 原告(注:松崎氏)は、1987年にJR総連の執行副委員長に就任した後、JR東労組の中央執行委員長、JR東労組の会長等を歴任し、JR総連、JR東労組やこれらの関連団体の指導者として大きな影響力を有していた。

ク 国際交流基金口座を管理する国際交流推進委員会は、JR総連の中央委員会において設置が決定され、原告が初代代表に就任した。

ケ 国際交流基金口座の原資や払戻金の支払先は、JR東労組、JR総連のほか、福祉事業協会、さつき企画、憲法9条-世界へ未来へ連絡会、戦争を許さない女たちのJR連絡会といった団体であり、これら団体は、JR東労組及びJR総連と資金上の関係を有し、その役員には、JR総連やJR東労組の役員らが就任していた。

コ 福祉事業協会は、動労の財産の寄附により設立された団体を前身とする財団法人であり、1991年7月、原告が理事長に就任し、2000年4月の時点では、理事長に本件被疑事件の共犯者とされるSが、理事にはJR総連やその傘下の労働組合の役員らが就任していた。

サ さつき企画は、2001年6月の時点で、代表取締役が原告の長男が、取締役及び監査役にS等が就任していた。 シ:省略

ス さつき会は、動労が国鉄分割民営化により解散した際、旧動労の組合員を会員として結成された団体であり、原告がその会長に就任した。

セ Sは、本件被疑事件当時、福祉事業協会の理事長の地位にあった者であり、前件格差差押えにおいて押収された国際交流基金口座の預金通帳は、JR総連等の事務所が存在する建物(注:目黒さつき会館)の同人が使用する居室から発見された。Sは、原告とともにJR総連の執行副委員長を務めていたほか、原告が1991年7月以降福祉事業協会の理事長の地位にあった間、同協会の理事を務め、1998年6月、原告の後任として、同協会の理事長に就任した。

ソ Yは、本件被疑事件当時(1991年頃から)、福祉事業協会の会計担当の職員であった者であり、同協会の取引に関する事務手続きのほか、国際交流基金口座の出入金に関する事務手続きも行っていた。

タ Hは、本件被疑事件当時、JR東労組の中央執行部員の地位にあった者である。

JR総連の預金口座がなぜ事業協会理事長の部屋にあるのか？

上記の通り、絶対的な影響力を持つ松崎氏がJR総連・東労組と関連団体、そしてS氏、Y氏、H氏らを完全に掌握し、事実上、同氏の意向で一体的に運営されていたとみてよい。松崎氏にとって、資金や口座に個人と組織の区別などないに等しかったのではないかと推測される。

JR総連の国際交流基金口座の預金通帳は、福祉事業協会理事長のS氏の居室から発見されたという。常識では考えられないことだ。松崎氏を頂点とする一派によって組織の私物化が常態化し、公金も好き放題に私的に使われていたと疑うのも当然だろう。